

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 80

◆ 目次

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・ アフリカ輸出入銀行がクリエイティブ産業と文化産業の与信枠を倍増、10 億 US ドルまで拡大
- ・ テキストマイニング/データマイニングを用いた調査研究における著作権法の役割
- ・ 特許がイノベーションの命運を左右する
- ・ 新型コロナの検査薬および治療薬に関する知的財産権規則の緩和に向けた WTO の処理の遅滞に対する反応

ARIPO

- ・ 知的財産に関する ARIPO の修士課程が開講
- ・ 特許情報データベース「Patent Libraries」(PATLIB)に関するセミナー
- ・ 日本国特許庁との協力

ケニア

- ・ ACA への知的財産権登録制度が多少の混乱の中で始動

モーリシャス

- ・ モーリシャスが PCT に加入

ナイジェリア

- ・ フランスはナイジェリア産品の地理的表示について啓発活動を実施する意向——フランス大使館発表

OAPI

- ・ OAPI が地理的表示に関する新たな機会を加盟国に提供
- ・ 2023～2027 年の戦略プランの採択

南アフリカ

- ・ 商品の立体的形状に関わる商標とパッシング・オフ（詐称通用）に関する最高控訴裁判所の判決
- ・ 南アフリカが AI による発明に対し特許を付与したのは不当とする知財弁護士の見解
- ・ 著作権法の改正法案と数多くの争点
- ・ 憲法裁判所が特許訴訟を審査

2. 他のトピック

トピック多数のため、文末を参照。

◆ ニュース

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・アフリカ輸出入銀行がクリエイティブ産業と文化産業の与信枠を倍増、10億 US ドルまで拡大¹

アフリカ輸出入銀行 (Afreximbank) は、アフリカのクリエイティブ産業に対し 10 億 US ドル相当の資金提供枠を設けると発表した。資金提供の対象となるのは、「コンテンツ制作から…知的財産の取得に至るまで、クリエイティブ産業および文化産業のバリューチェーンの中で行われる活動全般」である。

同行はさらに新たな会社 CANEX Creations Incorporated を設立した。同行は今後、知的財産の創造を支援し、その保護と商業化に力を貸していくことになる。

- ・テキストマイニング/データマイニングを用いた調査研究における著作権法の役割²

ストラスマア大学の Natasha Karanja および Chebet Korosof によれば、アフリカの著作権法は目的に合致していないという。これら 2 人の研究者は、最近上梓した論文の中で、アフリカの著作権法にはテキストマイニング/データマイニング (TDM) を用いた調査研究に関する規定がないと主張している。人工知能研究の時代において、TDM という手法は極めて重要なものとなっている。両名の説明によれば、TDM とは「大量のテキストやデータを (機械読み取りにより) 自動的に処理し、新たな知識や洞察を見出すこと」である。それに、TDM は営利目的にも非営利目的にも活用できる、と著者らは言う。

著者らはさらに続けて次のように述べている：日本やシンガポールは TDM について特別な例外規定を設けている。他方、米国にはフェアユース (公正使用) という概念が存在する。アフリカについて言えば、ケニアにはフェアディーリング (公正取引) に関する規定はあるが、この規定が TDM に適用されるか否かは定かでない。

¹ <https://www.afreximbank.com/afreximbank-doubles-funding-facility-for-creative-and-cultural-industries-to-us1-billion/>

² <http://infojustice.org/archives/44946>

・特許がイノベーションの命運を左右する³

AfrIPI がジンバブエのハラレで開催したセミナーにおいて、プロジェクトリーダーの Aida Galindo 女史は、イノベーション・サイクルの中で特許が果たす非常に重要な役割を強調した。様々な大学が「知識の拠点」へと変容を遂げており、AfrIPI は大学との提携を誇りに思っている、と同女史は語った。女史によれば、AfrIPI は EPO とともに ARIPO の特許審査官を対象とした研修に従事しているという。

・新型コロナの検査薬および治療薬に関する知的財産権規則の緩和に向けた WTO の処理の遅滞に対する反応－オックスファム・インターナショナル⁴

貧困と不正の根絶を掲げて世界各地で支援活動を展開しているオックスファム (Oxfam) は、世界貿易機関 (WTO) の加盟国が新型コロナの治療薬について知的財産規則を緩和し、より安価なジェネリックを支援するという取決めを交わす期限の先送りを求めた米国の要請に応じたとして WTO を批判した。オックスファムの広報担当を務める Max Lawson は以下のように主張している。

- 多くの低所得国および中所得国が、新型コロナ治療薬のジェネリック版に関する契約から除外されている。
- 欧州議会の議員 50 名が EU に対し、新型コロナ関連の知的財産に関して繰り返しサポートするよう要請しており、160 の市民団体が新たな行動を起こすよう促している。
- ところが製薬業界は、新型コロナ治療薬に関する知的財産権放棄に反対するロビー活動を展開している。
- WTO 加盟国は、新型コロナ対策のための有意義な措置の実施をまた 1 年先延ばしすることを決定してしまった。

ARIPO

・知的財産に関する ARIPO の修士課程が開講⁵

知的財産に関する修士号の取得を目指す第 15 期生のための実務講座は 2022 年 12 月 5 日に開講し、ARIPO の Bemanya Twebaze 長官が受講者たちを歓迎した。この修士課程は、WIPO、ARIPO、アメリカ大学および日本国特許庁の支援を受けて提供される。

関連の投稿によれば、アフリカのイノベーションと創造力を育成するためには知的財産に関する専門知識が不可避的に必要とされるという。

³ <https://www.newsday.co.zw/business/article/200004737/patents-critical-for-innovation>

⁴ <https://www.oxfam.org/en/press-releases/reaction-wto-delay-easing-intellectual-property-rules-covid-19-tests-and-treatment>

⁵ https://www.linkedin.com/posts/african-regional-intellectual-property-organization_ip-ip-intellectualproperty-activity-7005483991176773632-VYMM/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

・特許情報データベース「Patent Libraries」(PATLIB)に関するセミナー⁶

モザンビークで開催されたARIPO事務局の会合(2022年12月6~7日)において、ARIPO長官のBemanya Twebaze氏は、特許情報データベース「Patent Libraries」(PATLIB)に関するセミナーの公式な開講式典に招かれた欧州特許庁のAntonio Campinos長官を温かく迎えた。このセミナーはARIPOとEPOの「強化パートナーシップ」の枠組みの中で、「アフリカの知的財産権およびイノベーション」プロジェクト(AfrIPI)の支援を得て実施されたものである。

LinkedInの投稿の中で、Twebaze長官は以下のように述べている。

- PATLIBは「アフリカへの知識移転」(*Knowledge Transfer to Africa*)と名付けられたプロジェクトの一環である。
- このプロジェクトはARIPO加盟国の大学を対象として構想されたものである。
- プロジェクトに参加する大学は、欧州に設けられた320か所以上のPATLIBセンターの巧みに構築されたネットワークにアクセスする権利を得る。これらのセンターには、知的財産に関する知識と、知的財産権を市場の製品に転換するノウハウに関する情報が集積されている。
- 今回のセミナーの目的は、大学、研究開発機関、イノベーション団体を対象として、知的財産の重要性に関する啓発活動を行うことである。
- セミナーでは、大学が外部の力を利用して特許研究を増やし、イノベーションの効率性向上を図る方法が説明された。

・日本国特許庁との協力⁷

広域知財庁ARIPOとOAPIが最近実施した理事会(ARIPOは2022年11月21~25日、OAPIは2022年12月8日に開催)において、日本国特許庁(JPO)の安田審判部長は、知的財産が効率的に保護される環境をアフリカに創り出すためにアフリカとの協力関係を引き続き推進すると強調した。

日本はアフリカと「共に成長するパートナー」であると安田氏は述べている。

ケニア

・ACAへの知的財産権登録制度が多少の混乱の中で始動⁸

ケニアで事業を実施している知的財産権者は、2023年1月1日までにケニアの模倣品取締機関(ACA)に自らの知的財産権を登録することが要求されている――2023年1月8日の時点で、運用開始の延長が確認できる告知はなされていない。知的財産権全体の登録を促す注意喚起が頻繁に行われていたが、この要件は実際、商標に限定されるという認識が定着している。

⁶ https://www.linkedin.com/posts/bemanya-twebaze-922255192_intellectualproperty-activity-7005972779451768832-MWW4?utm_source=share&utm_medium=member_ios

⁷ <https://www.jpo.go.jp/e/news/uqoki/202212/2022121202.html>

⁸ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/357-implementation-of-recordation-of-intellectual-property-rights-for-imports>

これまで ACA は、知的財産権の登録を怠ると刑事的な制裁が科されるという点を強調してきたが、最近の告知にはこれまでとは微妙に異なるトーンが見受けられ、当局が強調している点も従来とは異なっている*9。この告知によれば登録は「貿易を円滑化する手段」とされており、輸入者は「通関に要する時間の短縮により利益を得る」とされている。模倣品取締法 (Anti-Counterfeit Act) に基づき、「登録された知的財産権すべてについて、模倣品の輸入に対する予防的な保護が与えられる」と告知は謳っている。

さらに、今後 ACA は以下の製品カテゴリーに対するエンフォースメントを優先することになると当局の告知は述べている：アルコール飲料；医薬品；電気・電子製品；衣料品；靴；化粧品。

この告知は現在、後日に発行された公告すなわち 2022 年 12 月 23 日付の「2022 年公告第 4 号」(Public Notice No.4/2022) によって補足されている。¹⁰ 「輸入に関する知的財産権登録の実施」という見出しが付されたこの公告には、以下のような内容が記載されていた。

当局は、輸入者およびブランド権利者による持続的な法令遵守を円滑にするため、段階的なアプローチを採用してきた。以下の HS コードに該当する製品は、登録実施プロセスの第 1 段階に分類されており、2023 年 1 月 1 日以降は、ACA に対する輸入許可申請が要求される。

第 85 章：HS コード 8508～8544 までの電気製品および電子製品

公告第 4 号の意図は ACA によって明確にされていないが、ACA は、段階的アプローチの中で具体的な重要カテゴリーを指定することにより、ブランド権利者に登録を奨励しようとして試みているようである。ACA 登録に関する法は強制的に適用されるものであり、ケニアに輸入される商品のブランド権利者全員に適用されるという観点から言えば、指定されていない部門のブランド権利者は ACA 登録という要件には無関係であるということとはできない。

登録要件に関しては多少の混乱が発生している。2023 年 1 月 1 日という期限の適用対象が電気・電子製品に限定されるか否かという点が不明瞭だからであるが、我々の理解するところでは否である。はっきり言えば——この期限はすべてのカテゴリーの商品に適用される。少しでも懸念や疑問を感じた場合には、法的助言を求めて頂きたい。

モーリシャス

・モーリシャスが PCT に加入¹¹

モーリシャスが WIPO の特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty ; PCT) に加入した。この条約は、発明者が 1 回の出願によって 150 以上の国の特許保護を求めることを可能にする。

⁹ *Public Notice No.3/2022 – Implementation of Recordation of Intellectual Property Rights for Imports
[10 https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/365-public-notice-4-2022-implementation-of-recordation-of-intellectual-property-rights-for-imports](https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/365-public-notice-4-2022-implementation-of-recordation-of-intellectual-property-rights-for-imports)

¹¹ https://www.linkedin.com/posts/wipo_mauritius-joins-wipos-patent-cooperation-activity-7009184465037983744-uvG?utm_source=share&utm_medium=member_ios

PCT は 2023 年 3 月 15 日付でモーリシャスについて効力を発生する。つまり、この日以降、モーリシャスの発明者たちは、PCT に基づく特許出願を行い、PCT 加盟国における特許保護を求めることが可能になる。同時に、モーリシャス以外の国の企業が PCT 制度を通じてモーリシャスにおける特許保護を取得することも可能になる。

ナイジェリア

・フランスはナイジェリア製品の地理的表示について啓発活動を実施する意向——フランス大使館発表¹²

ナイジェリアのフランス大使館は、最近の会合において、ナイジェリアの製品について適用可能な地理的表示（GI）を特定するに当たってフランスが支援を提供すると約束した。ナイジェリアの経済成長を高めるためである。

この会合において駐ナイジェリア欧州連合大使は、欧州が世界中で、特にアフリカで推進しようとしているサクセスストーリーを代表するものが GI であると語っている。同大使はさらに、アフリカ連合はかねてから GI に関するアフリカ大陸の戦略を確立するよう国連に依頼していた、と述べた。欧州委員会と WIPO はそれを支援してきたという。

OAPI

・OAPI が地理的表示に関する新たな機会を加盟国に提供¹³

2022 年 12 月 15 日、OAPI は「原産地名称および地理的表示の保護および国際登録に関するリスボン協定」のジュネーブ改正協定（2015 年 5 月 20 日改正）に正式に加入した。この協定は、1 回の登録手続によって完了する原産地名称と地理的表示の WIPO への国際登録について定めたものである。

・2023～2027 年の戦略プランの採択¹⁴

OAPI 管理理事会の第 62 回通常会議で実施された閣僚会議により、2023～2027 年の戦略プランが採択された。このプランは以下の活動を承認している：発明とイノベーションに資金を提供する仕組みの創造；伝統的知識、遺産資源および文化的表演に関するモデル法の案出。

南アフリカ

・商品の立体的形状に関わる商標とパッシング・オフ（詐称通用）に関する最高控訴裁判所の判決¹⁵

南アフリカの立法府の最高機関である最高控訴裁判所（Supreme Court of Appeal ; SCA）は、特定のボトルの形状に関する商標登録を無効と判断した。消費者がその形状を商標と見なしていることを

¹² <https://www.sunnewsonline.com/france-to-promote-awareness-on-geographical-indications-on-nigerian-products-envoy/>

¹³ <http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/751-protection-des-indications-geographiques-1%E2%80%99oapi-adh%C3%A8re-aux-trait%C3%A9s-internationaux>

¹⁴ <http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/750-oapi-le-plan-strat%C3%A9gique-2023-2027-adopt%C3%A9>

¹⁵ <http://www.saflii.org/za/cases/ZASCA/2022/170.html>

示す証拠が存在しなかったからである。しかし、同裁判所は続けてコモンローのパッシング・オフ訴訟（こちらの訴訟では商標登録は要件とならない）に関する判断を示し、問題のボトルに外観が似ている形状を自社のボトルに採用した競業者を有罪と認定した。競業者が明らかに登録されたボトルの形状を模倣しようとしていたという事実が、裁判所の判断に強い影響を及ぼしたのである。

*判例：*Darts Industries Incorporated and another v Botle Buhle Brands (Pty) Ltd and Another (636/2021) (2022) ZASCA 170.*

・南アフリカが AI による発明に対し特許を付与したのは不当とする知財弁護士の見解¹⁶

2021 年、南アフリカはニュースで話題になった。同国の特許庁が人工知能（AI）を特定の特許発明の発明者として認定したからである。ここで問題となったのは DABUS と称する AI であったが、特許権者/出願人となったのは、この AI（DABUS）の開発者 Stephen Thaler であった。が、他の法域（オーストラリア等）では、発明者として名指されるのは自然人（人間）でなければならないという理由から、同様な出願が特許を拒絶されている。

南アフリカの 2 人の知財弁護士、David Cochrane と Christopher Mhangwane は、最近の論文の中で、南アフリカ特許庁が採用したアプローチは不適当であり、特許の発明者は人間でなければならないと認めている。著者らが特に指摘したのは、南アフリカ特許法が発明者に言及する際に「その者」（him）、「人物」（person）といった用語を使用しているという事実である。

・著作権法の改正法案と数多くの争点¹⁷

以前の記事で、何かと物議を醸している著作権法改正法案について論じた。弁護士の Thato Moloto は、多大な関心を寄せられている法案に対するバランスのとれたアプローチを呼びかけた。同法案によって導入される著作権法の改正については、異論が続出しているのだ。Moloto 氏はバランスの取れたアプローチを求めて以下のように述べている。

- 異なる立場から著作権法に利害関係を有する多くの関係者がいる。しかし、いずれの場合にも「最も彼らの利益に適う」のは、「バランスよく練り上げられた法」である。
- 南アフリカに関して特に問題となっているのは、この国が「発展志向型国家」（*developmental state*）であり、様々な産業に関する「洗練された理解」が必要とされているという点である。教科書制作者、出版社、技術系企業などの分野に至っては、全員の利害が競合している。
- 著作権の例外規定は、立法者が権利の均衡を図るための手段である。
- 様々な利害について、より大きな調整が必要とされている。十分な調整がなされなければ、新法をめぐる訴訟が繰り返し提起・維持されることになる可能性が高い。

¹⁶ <https://techcentral.co.za/south-africa-was-wrong-to-patent-an-ais-invention/218389/>

¹⁷ <https://www.polity.org.za/article/the-copyright-amendment-bill-and-the-many-fronts-of-the-battle-2022-12-12>

・憲法裁判所が2度目の特許訴訟を審査¹⁸

IPKitten のブログに最近投稿された記事は、*Villa Crop Protection (Pty) Ltd v Bayer Intellectual Property GmbH* の訴訟において南アフリカ憲法裁判所が示した判決を報告している。

憲法裁判所で争点となったのは、原告 Villa Crop が自らの裁判資料を修正する許可（権限）を求めた際にこれを拒絶した特許裁判所の決定は適正であったか否か、という問題である。原告が許可を求めた修正は、コモンロー上の「汚れた手」（*unclean hands*）の抗弁を盛り込むことであった。「汚れた手」の抗弁は適用範囲が広く、それにより、自らの請求に関連して不正な行為に手を染めた者は裁判所に救済を求める権利を持たないとされる。

憲法裁判所は、特許裁判所の決定は不適切であったとの判断を示した。汚れた手の法理は特許の取消請求とは全く別の問題だからである。汚れた手の法理は、裁判所が特定の当事者の訴を審理すべきか否かという争点に関わるものであり、取消請求は特許に有効性があるかないかに関わる問題である。それゆえ、原告が汚れた手の抗弁を訴訟文書に盛り込むのは有効な戦術なのである。

今回の争点はやや法技術的な色合いが強いものであるが、知的財産訴訟が憲法裁判所に持ち込まれるのは稀であるため、そのような訴訟の判決は注目に値する。

2. 他のトピック

アフリカ全域

・アフリカ開発銀行グループは、同グループ総裁の Akinwumi Adesina 博士に医薬品と保健衛生インフラに関する助言を提供する特別顧問として Padmashree Gehl Sampath 教授を任命
<https://www.afdb.org/en/news-and-events/press-releases/african-development-bank-group-appoints-professor-padmashree-gehl-sampath-special-advisor-pharmaceuticals-and-health-infrastructure-dr-akinwumi-adesina-57311>

・ファッションの未来へ：アフリカの先駆的デザイナーは高級ブランド市場に注目
https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2022/04/article_0003.html

・2022年のアフリカで最もイノベティブだった国
<https://finance.yahoo.com/news/african-countries-were-most-innovative-090500304.html>

ARIPO

・2022年の終幕は華やかに
<https://www.aripo.org/2022-ends-on-a-high-note%ef%bf%bc/>

エジプト

・知的財産保護を所管するエジプトの当局は2024年に活動開始
<https://cairoscene.com/Buzz/Authority-to-Protect-Intellectual-Property-is-Coming-to-Egypt-in-2024>

¹⁸ <https://ipkitten.blogspot.com/2022/12/africa-ip-highlights-3-patents-other.html>

- ・ エジプトが多国間意匠データベース「DESIGNview」に加入

<https://internationalipcooperation.eu/en/afripi/news>

- ・ 新たな知財 5 か年戦略の下で知的財産庁が 2024 年に発足

<https://enterprise.press/stories/2022/09/22/intellectual-property-authority-to-launch-in-2024-under-new-five-year-ip-strategy-81775/>

モザンビーク

- ・ ARIPO 長官がモザンビークを訪問し、ARIPO 管理理事会に出席

https://www.wipo.int/about-wipo/en/dg_tang/news/2022/news_0063.html

ナイジェリア

- ・ 違法な製品がもたらす危険。消費者の健康を脅かす模倣品が大きな話題に

<https://businessday.ng/news/article/dangers-of-illicit-products-counterfeiting-on-consumers-health-dominate-discourse/>

- ・ ウェブページからの違法コンテンツの削除に関して Google が NCC 職員を教育

<https://copyright.gov.ng/google-trains-ncc-staff-on-removal-of-illegal-content-from-web-pages/>

OAPI

- ・ 最終コミュニケ：OAPI 理事会の第 62 回通常会議

<http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/752-communique-final-62eme-session-ordinaire-du-conseil-d-administration>

- ・ OAPI 理事会：OAPI の専門家たちが Doula で秘密会談

<http://www.oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/749-oapi-les-ministres-de-l%E2%80%99industrie-de-17-pays-se-rencontrent-%C3%A0-douala>

南アフリカ

- ・ 2021 年、世界の知的財産出願は常に高水準を維持し新たな高みへ。アジアが成長を牽引

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article_0013.html

- ・ 南アの音楽配信事情：新たな調査により、ミュージシャンたちの苦しい現状が明らかに

<https://www.moneyweb.co.za/news/south-africa/music-streaming-in-south-africa/>

- ・ 南アフリカにはイノベーションが成長する余地がある

<https://it-online.co.za/2022/12/13/sa-has-room-for-growth-in-innovation/>

- ・ 知的財産の役割と知財保護の重要性

<https://arenaevents.africa/the-role-of-intellectual-property-and-the-importance-of-its-protection/>

ウガンダ

- ・ ウガンダ最大の大学であるマケレレ大学の設立百周年を記念するイベント「イノベーション・ウィーク」に出席した ARIPO 長官の基調講演

<https://www.aripo.org/aripo-director-generals-keynote-speech-at-the-innovation-week-of-makerere-university-centennial/>

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 80

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2023年1月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。